

(五) 総同盟加盟団体等承認等ニ場々機因係号外ニシテ
會場ニ報せらるルニト

(一) 東京洋販技工組合提出
本會場ハ議長ヨリ一日ニ報リタルニ出テ係限リ通報スルニ
シニ決定

(六) 全國各事議通報部設置ノ件

(一) 京都聯合會提出
本會場ハ原則トシテ認メ可ク故既迅速ニ之ヲ方針ヲ講スルニ
ニ決ス

(七) 準備縮少ヲ我友會等ノ主張ニテ実行ノ事ニ宣付
スルニト

(一) 東京洋販技工組合提出
說明者 小原 源一
昨日軍備撤廃可決ニ付 原案不撤回

(八) 友愛會事務業上ノ横暴ナル家主撲滅ノ回ルニト

(一) 東京洋販技工組合提出
本件ハ友愛會ノ事業トシテ各組合、支部毎ニ協力スルニ隨時
應援スルニ決定

此時加藤勘十(今日本館支店聯合會)ハ緊急勸諭ヲ
シテ之ヲ普通邊界ニ一糸ヲ友愛會ノ主張ニテ削除
スルノ件ヲ提出シタルニ勸諭成立、休憩トシテ午後再會、
前勸諭ヲ議題ニ付シタルニ本件ハ既ニ在決セザレバ
レバ再議ノ必要ヲ認メストノ理由トシテ西尾、渡田、辻井等
ノ反対意見アリ加藤ヨリ之ヲ撤回ス

(九) 労働令彼建設促進ノ件

(一) 東京聯合會提出
本件ハ本館條件トシテ可ク促進スルニ決定

說明者 小原 源一